

福岡県公報

平成20年10月17日
第2886号

(行政経営企画課) 5

告示

福岡県告示第1669号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者を指定したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称
シカゴ石油株式会社（代表取締役 末次 英信）
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡県福岡市博多区築港本町11番18号
- 3 特約業者の指定年月日
平成20年10月1日

福岡県告示第1670号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年10月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和63年8月2日福岡県告示第1194号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

目次

告示（第1669号 - 第1683号）

| | | |
|-----------------------------------------|-------------|---------|
| 軽油引取税に係る特約業者の指定 | (税務課) | 1 |
| 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (森林保全課) | 1 |
| 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (森林保全課) | 2 |
| 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (森林保全課) | 2 |
| 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (森林保全課) | 2 |
| 漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事 前届出 | (漁業管理課) | 2 |
| 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (中小企業振興課) | 3 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 3 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 3 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 3 |
| 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (中小企業振興課) | 3 |
| 都市計画事業の認可 | (公園街路課) | 4 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 4 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 4 |
| 公共測量の実施 | (県土整備総務課) | 4 |
| 公 告 | | |
| 貸金業者の業務の停止 | (中小企業経営金融課) | 5 |
| 平成21年度福岡県職員研修業務の委託に係る提案の募集 | | |

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1671号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年9月12日農林水産省告示第1416号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1672号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年9月22日農林水産省告示第1523号(1に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1673号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年10月15日農林水産省告示第1653号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1674号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号。以下「令」という。)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成20年10月17日から同年10月31日までの間縦覧に供する。

平成20年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

| 発起人の住所及び氏名 | | 加入区 | 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 |
|-----------------|-------|-----|--------------------------|
| 住 所 | 氏 名 | | |
| 大川市大字大野島2969-18 | 蔵重 靖彦 | 大野島 | 大野島漁業協同組合 |
| 大川市大字大野島3348-1 | 島崎 幸則 | | |
| 大川市大字大野島1516 | 古賀 健悟 | | |

福岡県告示第1675号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 イオンモール福岡ルクル
 (2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192-3番地 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1676号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大板井字荒古737-1、738-1及び739-5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市戸畑区沢見二丁目2番1-303号

山本 和雄

福岡県告示第1677号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

みやま市瀬高町文廣字栗ノ内
 1614-2、1614-10、1616-5、1617-7及び1618-1
 並びに字中道北1676、1678、1678-2、1679及び1679-2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

朝倉市一ツ木1148番地1
 ナチュラル株式会社 代表取締役 森 信

福岡県告示第1678号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市手光南1丁目1891-2及び1891-5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区清川2丁目20番15号
 株式会社 ネクステージ九州 代表取締役 梶田 和肖

福岡県告示第1679号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー八女店

(2) 所在地 福岡県八女市大字本町字唐人町北裏1番297 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1680号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画公園事業7・5・7号かなたけの里公園

3 事業施行期間

平成20年10月17日から平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

福岡市西区大字金武地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1681号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町大字尾仲1197 - 1及び1197 - 5から1197 - 10まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡篠栗町大字尾仲1197 - 1

松尾 文成

福岡市中央区高砂2丁目8番1号

セキスイハイム九州株式会社 代表取締役社長 村上 和正

福岡県告示第1682号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島郡志摩町大字岐志字岩野1441 - 9、1441 - 16、1444

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市西区生の松原3 - 32 - 32

神前 幸敏

福岡県告示第1683号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年10月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量、3級水準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域 | 実施期間 |
|----------------------|------------------------------|
| 福岡市東区香椎照葉1丁目、香住ヶ丘7丁目 | 平成20年8月5日から 平成20年11月30日まで |

公 告

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成20年10月17日

福岡県知事 麻生 渡

| 商号又は名称及び氏名（法人にあっては代表者の氏名） | 主たる営業所の所在地 | 登録番号及び登録年月日 | 行政処分の年月日及び内容 | 適用条文 |
|---------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------|------------------|
| リーブ 志方 光一 | 福岡市博多区博多駅前4丁目18-19 博多シラクビル501号 | 福岡県知事 (1)第08485号 平成19年3月15日 | 平成20年9月25日 貸金業務の全部停止15日間。ただし、弁済の受領に関する事務を除く。 | 貸金業法 第24条の6の4 |
| マネーショップ ラグジー 飛永 章太 | 福岡市博多区住吉5丁目5番15号 第二成城ビル202号 | 福岡県知事 (1)第08533号 平成19年9月18日 | 同上 | 同上 |

公告

福岡県では、民間専門機関が持つ高度の研修ノウハウ（手法、技術）を活用してより効果的な職員研修を実施するため、平成14年度より職員研修業務を外部委託しています

。今回、平成21年度福岡県職員研修業務委託先の選定に当たって、次のとおり公募により提案を募集します。

平成20年10月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 公募する業務

(1) 名称

福岡県職員研修業務

(2) 業務の概要

福岡県職員（警察職員及び教員を除く。）に対する研修の企画、実施及び評価等に関する業務

(3) 契約期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

2 応募資格

次の要件をすべて満たしていなければならない。

- 平成18年度から平成20年度までの間に国、都道府県又は政令指定都市の職員を対象とした研修実績があること。
- 福岡県内に事業所を有すること（研修業務を受託することとなった場合、平成21年3月31日までに県内に事業所を有すること。）。
- 職員育成全般にわたる総合的な研修業務を行えること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しない者であること。

3 手続等

(1) 担当部局

福岡県職員研修所

住所 〒816-0902 福岡県大野城市大字乙金8番1号

電話 092(504)0531 Fax 092(504)4824

電子メール kenshu@pref.fukuoka.lg.jp

(2) 説明会の開催

応募を希望する場合は、できるだけ参加すること。

ア 日時

平成20年10月24日（金）午後1時30分から午後3時00分まで

イ 場所

福岡県職員研修所（福岡県大野城市乙金8番1号）

ウ 内容

福岡県職員研修業務委託に係る提案についての説明

（提案書作成に係る説明資料（以下「資料」という。）は、説明会において配付するほか、説明会開催後、県ホームページにて公開する。）

(3) 参加申込書の提出

ア 提出方法

資料に添付している「参加申込書」を作成のうえ、持参又は郵送（提出期限内必着の配達証明付き書留郵便に限る。）すること。

イ 提出期限

平成20年10月31日（金）午後5時00分（必着）

なお、持参の場合は、受付時間を午前9時00分から午後5時00分までとする。

（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日には受領しない。）

ウ 提出先

(1)の部局とする。

(4) 提案書の提出

ア 提出方法

資料に基づき、作成のうえ、持参又は郵送（提出期限内必着の配達証明付き書留郵便に限る。）すること。

イ 提出期限

平成20年11月21日（金）午後5時00分（必着）

なお、持参の場合は、受付時間を午前9時00分から午後5時00分までとする。

（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日には受領しない。）

ウ 提出先

(1)の部局とする。

4 その他

(1) 詳細は、説明会で配布する資料による。

(2) 今回の委託業務については、平成21年度の当初予算案が成立することを前提に進めているため、同予算成立をもって初めて有効に成立し得るものとなる。成立しなかった場合には、この手続の変更（中止を含む。）を行うことがある。

(3) 提案に係る経費については、提案書提出者の負担とする。